

第5章：未来へ引き継ぐ環境保全とまちの活力を創造する

第1節：環境保全

1 環境負荷の少ない地域社会の形成

現状と課題

- ・大気汚染や水質汚濁といった従来型の環境問題に加えて、地球温暖化をはじめとした地球規模の環境問題が深刻化してきている今日、環境への負荷を減らし、次世代に良好な環境を引き継ぐために、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会から、限りある資源を有効に活用する循環型社会への転換が望まれています。
- ・環境問題への対応は、住民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たしながら、自然と共生し、地球環境にやさしい取組をしていくことが求められています。
- ・本町では、これまで、地球温暖化防止対策の一環として、町内の防災拠点となる主要施設における再生可能エネルギー（太陽光発電システムや蓄電池、LED照明等）の導入を行い、災害時の利用はもとより、日常のCO₂削減に取り組んできました。
- ・また、2015（平成27）年度に地球温暖化防止対策を進めるための具体的行動指針を示した地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）を策定し、町内全域における温室効果ガスの削減に本格的に取り組み始めました。
- ・身近な場所で自然に親しみ、自然が持つ機能や役割、自然の仕組みに対する理解を深める場として、町内に残された自然環境を保全していくことが求められています。また、近年は、外来生物による農作物や生活環境への被害拡大が問題視されています。
- ・大気・水循環の保全や化学物質による環境影響の低減対策等を推進するとともに、環境政策の基本である環境汚染の防止対策、公害の未然防止・救済対策など、住民生活の安全・安心の確保に向けた取組を着実に実施していく必要があります。野焼きや雑草繁茂などの苦情が少なくない状況にある中、広報紙・ホームページ等によりその防止に向けた啓発をしていますが、継続的な課題となっています。
- ・「アダプトプログラム」や「五条川・合瀬川・矢戸川クリーンアップ」、「ごみゼロ活動」などの環境美化活動には、多くの住民・事業者・地域等が参加しており、この活動は住民、地域間に定着してきています。今後も、こうした活動により多くの住民等の参加を得ながら、良好な生活環境を確保していく必要があります。

現状と目標値

基本成果指標	現状値		
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
暮らしの中で二酸化炭素排出削減に取り組んでいる割合	50.0%	55%	60%

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
環境負荷の少ない地域社会の形成	(1) 環境意識の向上	①環境学習の推進	51111
		②環境意識の向上につながる情報の提供	51112
	(2) 地球温暖化防止の推進	①町の地球温暖化対策率先行動の推進	51121
		②地球温暖化対策の地域等への普及	51122
		③新エネルギーの導入支援	51123
	(3) 身近な生物多様性の保全・再生		51130
	(4) 公害対策の推進	①公害防止対策の推進	51141
		②環境測定・監視等の実施	51142
	(5) 環境衛生の推進	①環境美化の促進	51151
		②空き地等の適正管理の促進	51152
		③狂犬病予防対策・スズメバチ駆除に対する補助の継続実施	51153

施策の内容

(1) 環境意識の向上

①環境学習の推進

循環型社会や低炭素社会といった環境負荷の少ない持続可能な社会の構築に向けて、住民の環境保全に対する意識を醸成するため、副読本を活用した環境学習や施設見学を通じた小学校における環境学習をはじめ、生物調査や「五条川自然塾」等の自然体験学習、出前講座など、環境学習プログラムの実施とその充実に努めます。

②環境意識の向上につながる情報の提供

広報紙や回覧板、ホームページ、イベント開催時におけるパンフレットの配布など、多様な媒体や機会を通じて、環境意識の向上や環境行動につながるような情報提供の充実に努めます。また、SNS（ソーシャルネットワーキングサイト）*など安価で有効な情報発信方法の活用について検討します。

【主要事業】

- ◆五条川自然塾

(2) 地球温暖化防止の推進

①町の地球温暖化対策率先行動の推進

2015（平成 27）年度に策定した地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、役場や保育園等の公共施設における緑のカーテンの設置による省エネルギー対策の推進など、地球温暖化防止に向けた町の率先行動を引き続き推進します。

②地球温暖化対策の地域等への普及

イベントの機会等を通じて、環境にやさしい製品の購入や省エネルギーの必要性和実践行動に結びつける上で、役立つ知識や情報等の普及に努めます。

また、2015（平成 27）年度に策定した地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、家庭や地域、事業所等における地球温暖化防止のための取組を促進します。

③新エネルギーの導入支援

太陽光エネルギーを利用した住宅用太陽光発電システムの設置に対する補助を継続的に実施します。

また、最新環境技術の動向等を見据えながら、これまで普及促進を図ってきた住宅用太陽光発電システムに加え、燃料電池等の普及方法について検討します。

【主要事業】

- ◆住宅用太陽光発電システム設置費補助
- ◆緑のカーテン

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
住宅用太陽光発電システム設置費補助金利用累計件数	412件	700件	1,000件

(3) 身近な生物多様性の保全・再生

子どもをはじめとした町民が身近に自然と触れ合う場として、西小学校ビオトープや五条川における生物調査や環境保全等の取組を住民団体等との協働によって推進します。

また、生物多様性と外来生物の問題に対する認識を深めるための意識啓発に努めるとともに、農作物や生活環境に被害を及ぼす外来生物の駆除に努めます。

【主要事業】

- ◆五条川自然塾
- ◆有害鳥獣駆除

(4) 公害対策の推進

①公害防止対策の推進

工場や事業所からの公害の発生を防止するため、迅速に実態把握を行うとともに、企業が自ら環境負荷の低減を励行するよう、公害防止施設の整備や改善等の指導・要請を行います。

また、住民の日常生活に起因する近隣騒音や悪臭、空き地の雑草繁茂、不法な廃棄物の野外焼却などの都市・生活型公害についても、実態把握や個別指導を通じて速やかな解決に努めます。

②環境測定・監視等の実施

大気や河川などの水質、地盤沈下、悪臭など、各種の環境測定調査を定期的を実施し、町内における環境汚染や公害の実態監視を強化するとともに、県と連携を図りつつ法令等に基づいた指導を行うなど、発生源への防止対策に努めます。

(5) 環境衛生の推進

①環境美化の促進

清潔で美しく豊かな生活環境を保つため、アダプトプログラムや五条川・合瀬川・矢戸川クリーンアップ、ごみゼロ活動への住民や企業等の参加を促し、住民等自らによる環境美化の取組拡大に努めます。

②空き地等の適正管理の促進

環境衛生だけでなく防火や防犯等の観点から、雑草が繁茂していたり、ごみ等が放置されていたりするなど、適正管理が行われていない空き地や空き家の実態把握と所有者等に対する改善指導に努めます。

③狂犬病予防対策・スズメバチ駆除に対する補助の継続実施

狂犬病予防法に基づき、犬を飼育している住民に対し、地元開業獣医師会と連携して集合注射を継続して実施するなどして、予防接種率の維持、向上に努めます。

また、近年、住宅地においても増加しているスズメバチ類への駆除に対する補助を継続して行うことで、刺傷被害への防止に努めます。

【主要事業】

- ◆アダプトプログラム
- ◆五条川・合瀬川・矢戸川クリーンアップ活動
- ◆ごみゼロ運動
- ◆環境測定調査（水質、大気、地盤沈下、地下水）
- ◆スズメバチ類駆除補助

【目標指標】

単位施策の成果指標	目標値		
	現状値 2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
アダプトプログラム登録数	31	35	38

狂犬病予防接種率	83.3%	85%	88%
----------	-------	-----	-----

関連する計画・条例

- 大口町一般廃棄物処理計画基本計画（平成27年度～平成36年度）
- 大口町地球温暖化対策実行計画（区域施策編、事務事業編）
- 大口町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

2 廃棄物・リサイクル

現状と課題

- ・持続可能な社会としていくためには、これまでのような大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムを改め、リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用）の3Rによって、廃棄物の発生・排出を抑制する循環型社会の実現が不可欠です。
- ・本町では、これまで、3Rに対する住民の関心を喚起し、ごみ減量と資源化を定着させるため、広報紙やホームページ等を通じて、ごみに関する情報発信や意識啓発を継続的に実施してきました。
- ・また、「ごみ処理基本計画」に基づき、大口町資源リサイクルセンターを始めとしたリサイクル拠点の整備や生ごみ堆肥化の推進を進めるなど、住民の協力の下での家庭系ごみ減量と資源化を進めてきました。この結果、2009（平成21）年以來、リサイクル率は、愛知県内において常に1位を堅持している状況です。
- ・しかしながら、組成調査等の結果を見てもわかるように、分別における改善の余地はあり、さらなる促進のためには、各種ごみ減量、資源化施策及びリサイクル拠点における一層の充実が求められます。
- ・一方、企業におけるごみの減量化、資源化については、「ごみ処理基本計画」に基づき、多量排出事業者に対する指導や古紙及び事業系生ごみの資源化への働きかけを行ってきましたが、依然として、可燃ごみの中には、資源化可能なごみの混入が見受けられ、さらなるごみの減量化、資源化の促進が必要です。
- ・廃棄物の不法投棄については、一つの不法投棄が新たな不法投棄を誘発させることから、未然に防止することや早期発見・回収など、迅速な対応が求められています。
- ・一般廃棄物の処理について、ごみ処理は、江南丹羽環境管理組合（江南市、大口町、扶桑町）で、また、し尿処理については、愛北広域事務組合（犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町）による共同処理を行っていますが、施設の劣化が進む中、両組合の施設の計画的な更新・整備と適切な管理運営が求められています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)	
1人1日あたり可燃ごみ排出量(家庭系)	387g/人・日	379g/人・日	376g/人・日	
リサイクル率	38.0%	38.5%	39.0%	

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
廃棄物・リサイクル	(1) ごみの減量化・資源化	① 3 R 推進に関する意識啓発	51211
		② 事業所におけるごみの減量化・資源化	51212
		③ リサイクル拠点の充実	51213
		④ 生ごみの堆肥化等の推進	51214
	(2) 廃棄物の適正処理	① 廃棄物不法投棄対策の推進	51221
		② ごみ処理施設の整備	51222
		③ し尿処理施設の整備	51223

施策の内容

(1) ごみの減量化・資源化

① 3 R 推進に関する意識啓発

生活から発生するごみの減量化、資源化をより一層推進するため、広報紙やホームページ、パンフレットなど多様な媒体を通じて 3 R に関する情報発信や意識啓発を充実します。

また、分別収集の徹底や資源回収の拡大・定着化のための具体的な方策の検討及び実施、環境配慮型の製品や再生品の使用促進などに努めます。

② 事業所におけるごみの減量化・資源化

多量排出事業者に対しては、ごみ減量化計画の作成・提出により指導を徹底し、計画的な廃棄物管理の推進を図ります。

また、事業所から発生するごみの減量化・資源化をより一層推進するため、分別マニュアルを作成して、ごみの分別が容易にしやすい環境づくりに努めます。

さらに、事業所から排出される生ごみや古紙類について、民間再生資源業者等を活用した資源化を促します。

③ リサイクル拠点の充実

資源のリサイクルをより一層推進するため、通常のリサイクル資源ごみ収集のほか、資源リサイクルセンターや資源ごみ常時回収拠点といったリサイクル拠点における資源回収を引き続き進めるとともに、地域住民の協力のもとで新たな資源ごみ常時回収拠点の設置に努めます。

また、資源リサイクルセンターが、資源ごみの収集拠点施設としてだけでなく、資源循環型社会の形成に向けた情報発信や学習を行う環境学習拠点施設としての役割を果たせるよう機能の充実を検討します。

④生ごみの堆肥化等の推進

生ごみの減量・資源化を推進するため、生ごみ処理機器の普及促進や住民団体の活動を支援しながらボカシ^{*}の普及促進に努めるとともに、河北エコステーションにおける生ごみ堆肥化の継続的な実施を進める一方で、将来的な方向性についての検討を進めます。

また、樹木の剪定枝や落ち葉等の資源化を進めるため、有機資源保管所の継続実施に努めます。

【主要事業】

- ◆資源ごみ集団回収助成金制度（非営利団体、事業所）
- ◆資源リサイクルセンター及び有機資源保管所管理運営

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
資源ごみ集団回収助成金登録団体	20団体	25団体	30団体
地区資源ごみ常時回収拠点設置数	3か所	5か所	6か所

(2) 廃棄物の適正処理

①廃棄物不法投棄対策の推進

廃棄物の不法投棄を防止するために、警察や県等の関係機関や地域と連携を図りながら、町内巡回や啓発看板の設置等による周知・啓発を行うとともに、不法投棄が生じた場合には、適切かつ速やかに原状回復を行い、明らかになった不法投棄者に対しては厳格な対処を実施します。

また、不法投棄頻発箇所では、住民との協働による日常的なパトロールの強化など、新たな不法投棄対策について検討します。

②ごみ処理施設の整備

江南丹羽環境管理組合のごみ処理施設については、経年劣化に伴う老朽化が目立つことから、新たなごみ処理施設建設に向け関係市町と連携し、計画の策定と着実な事業推進を図ります。

③し尿処理施設の整備

愛北広域事務組合し尿処理施設の適切な管理運営及び施設の計画的な更新・整備を行うとともに、施設周辺の環境保全対策を充実します。

また、隣接する五条川右岸浄化センターとの連携による処理方法については、構成市町の一員として、試行的な事業実施を行いながら引き続き調査・検討を進めます。

【主要事業】

- ◆江南丹羽環境管理組合負担金
- ◆愛北広域事務組合負担金

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
廃棄物不法投棄処理件数	13件	10件	8件

関連する計画・条例

- 大口町地球温暖化対策実行計画（区域施策編、事務事業編）
- 大口町ごみ処理基本計画（平成27年度～平成36年度）
- 大口町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

3 水辺環境の整備・活用

現状と課題

- ・町内を貫流する五条川は、農業用水路として整備されてから長い年月が経過し、護岸の破損、河床の洗掘や土砂の堆積といった河川の機能低下が起きています。また、2000（平成12）年9月の東海豪雨をはじめ、近年の集中豪雨による河川の氾濫や浸水被害が危惧されており、治水面からの河川の整備が求められています。
- ・五条川は、農業用水路を兼ねていることから、水田への灌漑期には多くの水が流れ、五条川の豊かな環境を形成しています。一方、下水道の普及や産業構造の変化から冬季における水量が減少し、一部では河床が露出するなど、景観が損なわれるようになり、冬季における環境保全のため、河川維持水量の確保が求められています。
- ・本町の貴重な財産でもある五条川堤の桜並木は、植樹されてから60余年が経過し、桜の枯死や倒木などにより、景観の悪化が顕在化しつつあり、保全と再生のための整備が求められています。
- ・また、河川堤防は、尾北自然歩道や町道として整備されており、歩道の散策や車両の通行に利用されていますが、夏場の堤防は雑草が繁茂し、散策や通行の支障となるばかりか、景観の悪化や桜の成長の阻害要因となっていることから、定期的な草刈等の維持管理の向上が求められています。
- ・こうした状況にある中、五条川の水辺環境の向上や五条川堤の桜並木の保全・再生に向けた機運の高まりから、地元の有志による団体やNPO団体による活動が活発化してきています。五条川及び五条川堤の桜並木の魅力を次世代に継承していくためには、引き続き、こうした活動団体の場の提供や団体が継続して活動ができるような支援が必要です。
- ・また、五条川のほかに、町内には、巾下川、境川、矢戸川、合瀬川といった一級河川が流れており、これらの河川も五条川と同様に、水田の用水路や排水路として利用されています。近年では、農業者の減少などから、農家が行っていた堤防の草刈などの維持管理ができず、夏場には雑草が繁茂して景観が損なわれ、美しい水辺環境の保全が求められています。また、工場等の排水による水質の悪化が危惧されており、水質浄化が求められています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
五条川や桜並木などの整備・維持管理の状況の満足度	78.0%	79%	80%

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
水辺環境の整備・活用	(1) 五条川及び五条川桜並木の保全・整備	①五条川の保全・整備	51311
		②五条川桜並木の保全・再生	51312
		③五条川沿いの散策環境の充実	51313
	(2) 巾下川や矢戸川などの河川における水辺環境の保全・活用		51320
	(3) 水辺に関わる住民活動への支援と環境教育の推進	①環境ボランティア・町民活動団体の育成・支援	51331
		②水辺の環境教育の推進	51332

施策の内容

(1) 五条川及び五条川桜並木の保全・整備

①五条川の保全・整備

自然豊かで良好な河川環境を創出するため、また、水害から町民の命や財産を守っていくため、護岸・河床等の整備・修繕や冬期における環境水の通水などについて県等の関係者への要望や協議に努めます。

②五条川桜並木の保全・再生

町民の誇りである五条川の自然豊かな環境や美しい景観を維持・保全するため、NPO団体などや地域住民団体の参画と協働により、桜並木の剪定や施肥、後継木の育成、補植など五条川桜並木の保全・再生活動を進めます。

また、河川管理者である県や流域自治体と連携・協議しながら五条川桜並木の保全・再生方策について検討し、その実施に努めます。

③五条川沿いの散策環境の充実

五条川及びその周辺は多くの住民にとって親しみと愛着があり、安全・快適に散策を楽しむことができる場としていくため、住民との協働による尾北自然歩道の適正な維持管理に努めます。

また、案内看板等の工作物の老朽箇所もみられることから、定期的な施設の点検と計画的な施設の修繕・更新に努めます。

【主要事業】

- ◆五条川・合瀬川・矢戸川クリーンアップ

◆五条川水と桜のプロジェクト

(2) 巾下川や矢戸川などの河川における水辺環境の保全・活用

巾下川、矢戸川、境川、合瀬川など町内を流れる河川における水辺環境の保全・活用を図るために、関係機関との調整を行いながら、水質環境の向上等を促進します。

また、引き続き住民団体等が主体となった堤防の草刈りやごみ拾いといった環境美化活動の支援に努めます。

【主要事業】

◆五条川・合瀬川・矢戸川クリーンアップ

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
クリーンアップ活動参加者数	860	880	900

(3) 水辺に関わる住民活動への支援と環境教育の推進

①環境ボランティア・町民活動団体の育成・支援

住民主体の地域環境保全活動のより一層の推進を図るため、環境保全に取り組んでいるNPO団体や地域ボランティアに対する活動支援や組織の維持・活性化のための支援に努めます。

②水辺の環境教育の推進

水辺の生物調査やNPO団体との協働による「五条川自然塾」、水辺のクリーンアップ活動など、水辺環境をフィールドとした環境教育の推進に努めます。

【主要事業】

◆五条川自然塾

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
五条川自然塾参加者	296	320	340

4 公園・緑地と景観

現状と課題

- ・うるおいある快適な居住環境を形成するためには、公園・緑地や景観は、必要不可欠です。また、公園・緑地には、災害時における避難場所を提供したり、地域コミュニティを育てていく場としての役割もあります。
- ・本町では、現在、15か所、4.22haの都市公園を保有していますが、町民1人当たりの面積は、3.1㎡と目標値である10.0㎡を大きく下回っています。このため、将来に向けた計画的な整備が必要であり、今後は地域住民との協働による取組が必要です。
- ・公園施設は、整備後10年以上経過しているものが多く、老朽化による修繕や改修が集中することが懸念されています。また、腐食等の物理的要因による事故を未然に防止し、安全・安心に利用できるようにするため、公園施設の長寿命化計画を定め、計画的に改修・更新を進める必要があります。
- ・公園が、地域に親しまれ大切に利用される公共施設となることを目指し、公園内の除草や清掃などの日常的な維持管理は、地元団体や民間へ委託により行っています。今後も、さらなる魅力アップを図るとともに、清掃活動などを通じた地域住民との協働事業を進めていく必要があります。
- ・大口北小学校が2010（平成22）年4月に移転したことに伴い、跡地利用について検討した結果、近隣公園として整備することとし、住民参加型のワークショップを行い、基本設計を策定しました。今後も引き続き協働による公園整備に努め、維持管理についても地域住民が関わる公園となるよう取り組むことが大切です。
- ・本町には森林などのまとまった緑地がない地形のため、五条川沿いの桜並木や街路樹、保存樹木などが貴重な緑地空間となっています。今後、更なる緑化の推進を図るため、民有地の緑化を推進するとともに、既存樹木等の維持保全に努める必要があります。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
「緑地・公園などの憩いの空間」の満足度	57.8%	59%	60%

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
公園・緑地と 景観	(1) 公園・緑地の整備	①新たな公園等の整備	51411
		②既存の公園等の魅力化	51412
	(2) 公園・緑地の維持 管理	①計画的な施設の更新と維持管理の推進	51421
		②住民参加による公園等の維持・管理	51422
	(3) 緑の保全・育成	①既存の緑の保全	51431
		②公共施設の緑化推進	51432
		③民有地の緑化促進	51433
	(4) 屋外広告物の適正化		51440

施策の内容

(1) 公園・緑地の整備

①新たな公園等の整備

快適で健康的な生活環境や子どもたちの健全な遊び場を創出していくため、大口町都市計画マスタープランに基づき、公園・緑地の確保と適正配置に努めます。

②既存の公園等の魅力化

地域性や自然環境などを生かして既存公園の魅力アップを図るため、住民参加を進めるなど地域住民のニーズを反映させた特色のある公園づくりについて調査・検討を進めます。

【主要事業】

- ◆多世代が集う憩い広場整備
- ◆替地公園整備

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
町民1人当たりの公園面積	3.1 m ²	3.6 m ²	3.6 m ²

(㎡/人)			
-------	--	--	--

(2) 公園・緑地の維持・管理

①計画的な施設の更新と維持管理の推進

誰もが安全・安心かつ快適に公園等が利用できるようにするため、樹木の剪定や清掃等の維持管理を進めるとともに、遊具やトイレ等の公園施設の計画的な点検・補修を通じて安全性の確保と施設の長寿命化に努めます。

②住民参加による公園等の維持・管理

身近な公園等に対する地域住民の愛着を育むために、地元区に草刈りや清掃、日常的な遊具の点検等を委託するなど、地域単位での主体的な公園等の維持・管理を推進します。

また、アダプトプログラムを活用して、住民団体等の参加と協働により清掃等が行われる公園の拡充に努めるとともに、清掃活動を通じた公園・緑地に対する美化意識の向上に努めます。

【主要事業】

- ◆公園維持管理

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
アダプトプログラムを活用している公園数	1か所	2か所	3か所

(3) 緑の保全・育成

①既存の緑の保全

地域で親しまれ大切にされている大木や古木などの良好な民有緑地を保護・保全し活用を図るため、保全地区や保存樹木の指定及び助成制度の活用促進により社寺境内等の樹木や樹林、屋敷林など民有地の緑を保全します。

②公共施設の緑化推進

行政の率先行動として新たな緑を育成していくため、学校施設をはじめとした公共施設のオープンスペースや壁面等における緑化を推進するとともに、その維持管理に努めます。

③民有地の緑化促進

うるおいとゆとりのある花と緑の生活環境の形成を目指し、住民や企業と協力し、民有地の緑化を推進します。このため、緑化木の苗木や花の苗の配布を引き続き行い、住民が地域の緑を増やす活動を推進します。また、住民の住宅地内の緑化意識を高めるため、ガーデニングコンテスト等の開催について検討します。

【主要事業】

- ◆緑地保全
- ◆緑化木配布

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
緑化木配布数	170本	200本	200本

(4) 屋外広告物の適正化

地域の良好な景観形成を図るため、愛知県屋外広告物条例に基づき屋外広告物の適正な規制・誘導を図ります。

関連する計画・条例

- 大口町都市計画マスタープラン（平成23年度～平成32年度）
- 大口町自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例

1 農業

現状と課題

- ・稲作と副業としての養蚕が中心の純農村地域をベースに発展した本町では、今でも農地が町域の4割弱を占めており、稲作を中心とした土地利用型農業が盛んにおこなわれています。
- ・現在、町内で農地を所有している農家世帯は約1,000世帯あり、そのうち兼業農家を含む農家世帯は約630世帯ですが、そのほとんどが、第2種兼業農家や自給的農家で占められており、しかも、高齢化、後継者不足により、農業者は年々減少傾向にあります。
- ・このような状況にある中、本町では、以前から、町内の認定農業者へ農地の利用集積を促進することによって、経営規模の拡大と水田を中心とした農地の保全を図ってきました。
- ・また、2014（平成26）年度からは、「農地中間管理事業の推進に関する法律」が施行されたのに伴ってスタートした農地中間管理事業を積極的に利用して、水田を中心に経営している認定農業者5人の農地の分散錯圃解消、農地の集約化による作業の効率化を図ることで、認定農業者の経営安定化を進めています。
- ・その結果、215（平成27）年には、町内の506haの農地の内、約35%にあたる179haの農地が利用集積され、担い手によって営農されるに至っています。
- ・今後とも農地中間管理事業を活用して担い手農家への農地の利用集積率を高めることによって、効率的な農業と農地保全を進めていく必要があります。
- ・一方、畑作については、面積割合は少ないものの、担い手農家が不足しているため、畑地の耕作放棄地化が懸念されます。また、畑には灌漑施設がないことから大規模農家への集積は望めないため、小規模経営の担い手農家の育成と畑の有効利用を図らざるを得ない状況にあります。
- ・このためには、地産地消や農業者と住民との交流、住民が農に触れる機会の提供を継続するとともに、住民と農業者相互の信頼関係を築き、地域農業への理解を深めていくことが必要です。
- ・また、農業・農地は、食料生産という基本機能に加えて、環境保全機能や景観機能、防災機能、教育・文化機能など多面的機能を有しています。こうした多面的機能の維持・発揮を図るため、多面的機能支払交付金制度を活用して町民参加により農地の保全に取り組んでいます。現在では、2組織が33haの農地保全に取り組んでおり、今後もこれら2組織の支援に努めることによって、農業・農地が有する多面的な公益機能を確保していく必要があります。

現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)	
担い手農家の経営農地面積	179ha	254ha	400ha	

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
農業	(1) 農地の保全・活用	①農地の流動化促進	52111
		②ふれあい農園の運営	52112
		③農業用施設の維持管理・改良等の推進	52113
		④農地の多面的機能保全	52114
	(2) 担い手農家の育成と経営支援	①認定農業者の育成・経営支援	52121
		②高付加価値型農業の担い手農家支援	52122
	(3) 地産地消型農業の推進	①地産地消の促進と多様な農業者の育成	52131
		②多品目適量生産体制の構築	52132
		③食育の推進	52133

施策の内容

(1) 農地の保全・活用

①農地の流動化促進

優良農地を保全するため、計画的な土地利用調整と農地の無断転用防止のPRや農業委員による農地パトロールを行うとともに、農地中間管理機構の活用、農業委員会や農地保有合理化法人であるJA愛知北と連携し、担い手農家への農地の利用集積を図り、農地の流動化*と農作業の受委託の促進に努めます。

②ふれあい農園の運営

農地の有効活用による遊休農地の解消と町民のレクリエーションの充実や生きがい創出を図るため、ふれあい農園の充実を図り、農業ちやれん塾や朝市会員との交流会の開催等を通じて、住民が農に触れる機会づくりに努めます。

③農業用施設の維持管理・改良等の推進

農業用水の安定供給や冠水被害を防除し、良好な営農環境の確保と農地の保全・管理を図るため、関係機関との連携を密にし、農業用排水路など農業用施設の適正管理と老朽施設の計画的な改修に努めます。

④農地の多面的機能保全

農地の多面的機能の維持・発揮を図るため、引き続き多面的機能支払交付金制度を活用して住民参加による農地保全の取組を支援します。

【主要事業】

- ◆農地流動化
- ◆農業体験
- ◆用排水路改修

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
担い手農家への農地の利用集積率	35%	50%	80%

(2) 担い手農家の育成と経営支援

①認定農業者の育成・経営支援

経営意欲の高い多様な農業後継者を確保するため、生産技術・経営管理能力習得の支援及び経営規模の拡大、大型機械の更新や生産性の向上等、農業経営の近代化支援に努めます。また、農地の利用集積や農作業の受委託の促進等により、農業経営の安定化を図ります。

②高付加価値型農業の担い手農家支援

消費者の食の安全志向に対応した付加価値の高い農業を目指し、環境にやさしく食の安全を重視した農業者の育成に努めます。また、六条大麦や施設野菜、花き栽培など、商品価値の高い作物の生産奨励と担い手農家に対する支援に努めます。

【主要事業】

- ◆農業近代化資金利子補給
- ◆農業経営基盤強化促進
- ◆農業振興事業助成

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2012年度(平成24年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
販売農家1戸当たり生産農業所得	2,135千円	3,202千円	4,270千円

(3) 地産地消型農業の推進

①地産地消の促進と多様な農業者の育成

地域農業の活性化を図るため、消費者との信頼関係による消費の拡大、学校給食等への農産物供給体制の充実やPR活動等により、地産地消を促進します。

また、地産地消の意欲がある担い手を確保するため、JA愛知北や県などの関係機関と連携し、定年帰農者を含めた農業後継者、新規就農者や援農者の発掘・育成を図ります。

②多品目適量生産体制の構築

年間を通じて多様な地場農産物を安定的に供給していくため、JA愛知北の部会などと協力し、多品目適量生産・出荷を計画的に行える組織体制の充実を図ります。

③食育の推進

食の安全・安心など食を大切にし、豊かな食文化を育むため、家庭を中心に農業、医療・保健、社会福祉、保育・教育、食品関連企業、住民団体など多様な主体の相互連携による食育を推進します。

【主要事業】

- ◆農業振興事業助成
- ◆地産地消促進

関連する計画・条例

- 大口町農業振興地域整備計画（平成25年1月策定）
- 大口町人・農地プラン（平成27年3月更新）

用語の解説（※最終的には巻末の用語解説にまとめる）

認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づき、効率的で安定した魅力ある農業経営を目指して作成した農業経営改善計画を市町村により認定された農業者。有利な金利貸付や税制上の優遇措置などの支援を受けることができる。

農地中間管理事業

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、地域内の分散し複雑に入り組んだ農地の利用を調整するため、都道府県から指定された中間管理機構が農地を借り受け、まとまりある形で農地を利用できるように配慮して担い手農家に貸し付ける事業。

灌漑施設

農地に水を供給するために整備された水利施設。

分散錯圃

分散し複雑に入り組んだ農地。一農家の所有農地や耕作農地があちこちに分散している実態。

農地の多面的機能

国土の保全、水源の涵養（かんよう）、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能。

2 商工業

現状と課題

- ・昭和30年代から40年代にかけての企業誘致により、町内には大企業や各種事業所が多数、立地しています。
- ・近年、社会経済情勢が大きく変化しており、その時代に対応した経営が求められています。また、後継者不足などによる事業所の減少が懸念されています。
- ・そのため、既存の事業で培った技術、人材等の経営資源を有効に活用し、新たな事業や新分野へ拡大進出する事業所への支援が求められています。
- ・このような状況を踏まえ、本町では、中小事業所の経営基盤の強化を図るため、人材育成を目的とした社員向け研修会、販路拡大のための商品見本市や展示会への出展等に要する経費に対し、補助を行ってきました。
- ・また、2014（平成26）年6月に町内の工場等の転出防止及び競争力強化につながる工場増改築等の再投資の活性化を図るため、大口町工場立地法地域準則条例により、工場立地法で定められた緑地面積率等を緩和しました。
- ・さらに、企業立地の安定かつ促進を図るため、大口町内で工場等の新增築又は償却資産の取得を行う事業所に奨励金を交付しています。
- ・町内の企業や各種事業所が、将来にわたって安定的な事業展開を実現していくためには、優秀な人材確保が不可欠であることから、引き続き近隣自治体と連携して就職フェアを開催するなど、町内事業所の人材確保につながるよう支援していく必要があります。
- ・今後とも、地域経済の持続的な発展を目指して、既存企業の増築等による事業規模の拡大や倉庫業などを含めた新たな企業の進出を促進していく必要がありますが、それと同時に、本町の特色である豊かな農業環境、良好な住環境とのバランスを保つことが求められます。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)	2020年度(平成37年度)
町内事業所数	938	945	950

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
商工業	(1) 商工業振興の方針づくり		52210
	(2) 既存企業への支援	① 経営の改善・革新等への支援	52221
		② 中小企業のPRと人材確保のための支援	52222
	(3) 新たな産業育成・創業支援	① 新たな企業の誘致	52231
		② 起業家の養成・支援	52232

施策の内容

(1) 商工業振興の方針づくり

商工会や町内の商工業事業者等と行政が協働して商工業の実態と問題点を調査し、既存の商工業の振興策や新たな企業の誘致方策、起業支援策など今後の商工業振興方針について検討します。

【主要事業】

- ◆ 商工業振興

(2) 既存企業への支援

① 経営の改善・革新等への支援

経営基盤強化や経営革新に取り組む中小事業者に対して、商工会や金融機関と連携して国や県の支援制度及び本町の補助制度を紹介するとともに、融資に関する手続等の相談に応じます。

また、本町の企業施策等に関する最新の情報提供に努めます。

② 中小企業のPRと人材確保のための支援

企業のPRと人材確保を支援するため、事業所や商工会等各関係機関と連携し就職フェアの継続実施と内容の充実に努めるとともに、従業員の人材確保・雇用継続を目的に福利厚生充実のため、中小企業退職金の新規加入者に対する補助を検討します。

また、将来、町内企業が希望の就職先となり得るよう中学生の職場体験学習の推進を図ります。

【主要事業】

- ◆企業立地促進事業奨励金
- ◆融資資金補助
- ◆中小企業支援
- ◆就職フェア

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
就職フェア参加企業数	31	33	35

(3) 新たな産業育成・創業支援**①新たな企業の誘致**

これまで本町の発展を支えてきた産業の持続的な発展を目指しつつ、交通の利便性が高い特徴を活かし、次世代に向けた新たな産業の誘致のための施策を居住環境、農業地域との環境に配慮しながら土地利用計画と一体的に進めます。

また、工場等の立地に適した土地等の情報提供に努めます。

②起業家の養成・支援

商工会、金融機関及び近隣市町と連携し、創業支援セミナーを開催します。

また、創業・起業の資金面への補助制度の周知や相談機関の情報提供に努めます。

【主要事業】

- ◆工場用地等情報提供
- ◆創業等支援資金
- ◆創業支援セミナー

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
工場用地等情報登録数	0	1	2

関連する計画・条例

- 大口町工場立地法地域準則条例

3 勤労者福祉

現状と課題

- ・社会・経済状況の変化により、各企業における雇用環境の見通しが難しい中、勤労者を取り巻く雇用環境も決して楽観視できる状況にはありません。若者、女性、高齢者、障がい者など働く意欲のあるすべての人が、能力を発揮し、安心して働き、安定した生活を送ることが求められています。
- ・また、近年、病気や育児、介護といった理由により就業継続及び復職が困難である状況は、改善傾向にはあるものの、その進捗は鈍く、適正な雇用・労働環境の向上及び仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に対応した勤務が可能な社会形成が期待されています。
- ・本町では、近隣市町、商工会、ハローワークと連携し、地元企業の協力により就職フェアを開催し、就職に関する相談や情報提供に努めています。
- ・特に、働くことに悩みを抱えている15歳～39歳までの若者に対しては、専門的な相談等、就労に向けた支援を、国が認定した「地域若者サポートステーション」と連携して行っています。
- ・生活向上、福祉増進及び交流を図るために町内勤労者で組織された団体の事業活動に対して、補助制度を設けています。また、働く若者の福祉の向上について、関心と理解を深めるとともに、働く若者が日本の未来を担う社会人、職業人として成長しようとする意欲を高めるため、町内事業所の協力を得て「勤労青少年の日：大口町大会」を開催しています。
- ・生活条件の維持及び改善に寄与することを目的に、金融機関と連携して貸付規定を設け、相談や手続き等の支援を行っています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値			目標値	
	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)	2020年度(平成37年度)	2020年度(平成37年度)	2020年度(平成37年度)
就職フェア参加者数	108	120	130	130	130

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
勤労者福祉	(1) 雇用の促進と人材育成	①就労の支援	52311
		②労働相談への対応	52312
		③労働環境の整備	52313
	(2) 福利厚生の充実	①融資制度の利用促進	52321
		②余暇活動等の充実	52322

施策の内容

(1) 雇用の促進と人材育成

①就労の支援

若年者の就業を促進するため、就職フェアの継続開催と内容の充実に努めます。

また、若年者が抱えている就労に関する悩みや不安に対する支援のため、ハローワークやいちのみやサポートステーションなどの関係機関と協力し、就職相談、失業者等の職業能力開発を支援する制度等の周知、職業紹介等の情報提供の充実に努めます。

②労働相談への対応

解雇、賃金、労働時間などの労働条件や職場での悩みや不安を抱えている人、期間従業員や派遣労働者等の不安定な雇用条件にある人に対して、県等の関係機関が行っている労働相談窓口や非正規労働者等緊急相談窓口などの周知に努めます。

③労働環境の整備

適正な雇用・労働環境の向上及び仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を目指し、労働時間短縮や労働安全衛生等の労働条件の向上や男女雇用機会均等法、育児・介護休業等に関する制度等の普及・啓発に努めます。

【主要事業】

- ◆就職フェア

(2) 福利厚生 of 充実

①融資制度の利用促進

生活資金や住宅資金貸付などの勤労者融資制度に関する情報を広報紙やホームページなどで周知に努めます。

②余暇活動等の充実

町内勤労者の代表者で組織している大口町勤労者協議会の活動について、継続的に

協力、支援します。

また、勤労青少年の職場定着を支援し、福祉向上・健全育成を図るために、勤労青少年福祉法により定められている「勤労青少年の日」に町内事業所の協力と参加により「勤労青少年の日：大口町大会」の継続開催に努めます。

【主要事業】

- ◆勤労者住宅資金預託
- ◆勤労者等生活資金預託
- ◆大口町勤労者協議会
- ◆勤労青少年の日：大口町大会

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
勤労青少年の日：大口町大会の参加者数	231	240	240

1 地域自治

現状と課題

- ・近年、地域住民による地域課題の発見と解決のための組織の設立が全国的に推進されるようになってきています。特に、平成の大合併以後は、旧市町村単位で設置される事例も多く見受けられ、その名称も、都市内分権、地域自治組織、地域コミュニティ、地域協議会など様々です。
- ・本町では、平成の合併協議の時に都市内分権を提唱し、結果的に合併には至らなかったものの、「自主自立の精神で活力あるまちづくり」を掲げて議論を深めてきました。
- ・その後、第6次大口町総合計画では、「地域のあり方は地域住民の責任で考え、決め、つくる」という住民自治の確立を目指し、まちづくりの基本理念を「みんなで進める自立と共助のまちづくり」と定め、これまで様々な施策に取り組んできました。
- ・一方で、住民ニーズの多様化や行政から区長への依頼事項が多くなり、区長業務の負担が増えてきたことなどから、区長制度のあり方について一定の議論と改善がなされてきました。
- ・区長制度を継続させ、行政区の役割を活性化させるためにも、また、次の世代に向けてさらなる地域自治について踏み込むためにも、新しい組織の設立を目指す必要があります。
- ・そこで、2009（平成 21）年の「大口町まちづくり基本条例」制定以後、地域住民が主体性を持って「新たな地域自治組織」について検討を進めてきました。そして、2013（平成 25）年度には、本町が住民と協働で進めてきた「自立と共助のまちづくり」の集大成として、町内全域を網羅した地域自治組織が設立されました。
- ・しかしながら、第7次大口町総合計画策定のためのアンケート調査では、地域自治組織の認知度は約 45%、既に参加している住民を含めた参加意向は約 3 割にとどまっています。
- ・今後は、住民が地域に愛着を持ち、積極的にまちづくりに参画・参加できるよう一層の意識啓発と推進体制の強化が課題となっています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値		
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
地域自治組織の活動に参加したいまたは既に参加している人の割合	30.5%	35%	40%

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
地域自治	(1) 地域活動の支援	①住民の自治意識向上	61111
		②地域づくりの担い手の発掘	61112
	(2) コミュニティの育成	①行政区の活動支援	61121
		②地域自治組織への支援	61122
		③協働による地域づくりの促進	61123

施策の内容

(1) 地域活動の支援

①住民の自治意識向上

住民が主役のまちづくりを進めるために、地域の特性に応じた課題解決に主体的に取り組むことで、「地域のあり方は地域住民の責任で考え、決め、つくる」という住民の自治意識の向上を図ります。

また、住民が事業を実践することで、地域自治の担い手としての自覚と責任が持てるよう支援します。

②地域づくりの担い手の発掘

地域活動の情報交換会や交流会などを実施し、地域に興味を持つ人たちが参加しやすくするためのきっかけや体制づくりを進めるとともに、活動の担い手となる人材を発掘・育成するための講座や研修会を開催します。

【主要事業】

- ◆人材発掘講座
- ◆まちづくり協働フォーラム

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
社会のために役立ちたいと思っている人の割合	38.3%	45%	50%

(2) コミュニティの育成

①行政区の活動支援

住民の一番身近な生活組織単位としての行政区が主体となり、地域住民の暮らしや

すい生活環境を維持・発展させていけるようにするため、行政区（区長）を通じて住民の意見集約を行うとともに、行政区交付金等で地域の主体的な取組を支援します。

②地域自治組織への支援

地域自治組織が、地域の課題解決を積極的に担うことができるように、継続的にプロジェクト職員を配置して活動の協力や調整を行うとともに、打ち合わせや事務作業など日常的な活動を行いやすくするための活動拠点を地域の身近な場所に確保できるように検討を進めます。

また、地域自治組織の活動へ理解を深め協力者を増やしていくため、活動の情報発信の積極的な支援や地域自治への理解を促す講座・研修の開催など、意識啓発に努めます。

③協働による地域づくりの促進

誰もが暮らしやすく住み続けることのできるまちであり続けるため、行政区や地域自治組織のあり方や役割を整理するとともに、行政との協力体制を築き、住民と行政の協働による「自立と共助のまちづくり」を進めます。

【主要事業】

- ◆地域自治組織プロジェクト

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
地域課題解決事業の実施数	3	9	15

関連する計画・条例

- 大口町まちづくり基本条例

2 住民協働

現状と課題

- ・「みんなで進める自立と共助のまちづくり」を推進するため、顔の見える関係の中で様々な活動を行う団体の拠点として、町民活動センターを2010(平成22)年に設置しました。
- ・町民活動センターを拠点に、まちづくりの担い手である地域・住民・団体と行政が互いに尊重し、協力し合えるまちづくりを推進するために、まちづくり協働フォーラムや活動団体スキルアップ講座、人材発掘事業等を実施しています。
- ・利用団体等の増加に伴い、町民活動センターのコンセプトである「活動サポートの場」としては一定の成果が見られるものの、「出会い・ふれあいの場」「つながりの場」としての機能はまだまだ十分に発揮されているとは言えません。
- ・活動者の高齢化とともに、「活動が広がらない」「新しい人材が増えない」など、活動の行き詰まりを感じている団体もあり、地域活動や住民活動に参画する人材を発掘し、育成する必要があります。
- ・「まちづくり応援の仕組み」として、団体の登録制度や事業の申請、助成金交付などの元気なまちづくり事業を一体的に推進し、団体活動を支援しています。また、様々な分野において関係各課と団体による協働委託事業も進めています。
- ・協働委託事業のほとんどが、団体からの提案となっていますが、今後は、地域活動団体や活動団体との協働事業が進められるよう、関係各課が抱える事業の洗い出しを行う必要があります。
- ・2009(平成21)年に、本町の協働のまちづくりを推進するためのよりどころとして「大口町まちづくり基本条例」を制定し、住民の意見が充分反映されるよう参加の機会を設けながら施策・事業を推進しています。
- ・今後は、各種計画等の策定過程においても住民の参画のすそ野を拡げることで、より住民の主体性を活かしたまちづくり活動へと発展していく可能性が十分にあると考えられます。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
町政への住民参画の機会や場への満足度	51.4%	60%	70%

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
住民協働	(1) 住民協働の活性化	①住民が主役のまちづくりの推進	61211
		②住民活動拠点の充実	61212
		③住民活動情報の受発信と相互交流機会の充実	61213
		④まちづくり意識の向上と NPO 等の住民活動団体の支援	61214
		⑤活動助成制度の効果的な運用	61215
	(2) 住民参加機会の拡大	①大口町まちづくり基本条例の浸透	61221
		②企画・計画段階からの住民参加機会の充実	61222
		③各種計画策定時における住民意見の反映 【「広報・広聴」の再掲】	61223

施策の内容

(1) 住民協働の活性化

①住民が主役のまちづくりの推進

将来世代に負担を残すことなく、未来に責任を持ったまちづくりを進めるため、住民と行政の協働や地域社会への住民の積極的な参画を通じ、住民や活動団体、企業や行政が共に育ち合い、役割分担しながら、協力できる機運を高め、住民自治の確立されたまちづくりを推進します。

②住民活動拠点の充実

まちづくりに取り組む個人・団体の活動を支援するとともに、多様な出会いと交流を促すため、町民活動センターが有する幅広い情報・人材交流ネットワークの拠点としての機能の充実を図ります。

③住民活動情報の受発信と相互交流機会の充実

住民活動団体の情報を幅広く情報発信することで、住民のまちづくりに対する関心や理解の向上、参加促進を図ります。

また、活動団体相互の連携を促進するために、町民活動センターを核にした住民活動情報の受発信及び相互の交流機会の提供を充実します。

④まちづくり意識の向上と NPO等の住民活動団体の支援

子どもから高齢者まで、まちづくりの担い手である住民の幅広い参加を促進するため、様々な団体の活動に参加・体験できる機会や活動の実績や成果を知る機会などを提供します。

また、担い手やノウハウが不足しがちな住民活動団体に対して、ニーズに応じた人材発掘・育成のための研修などを実施し、団体の組織力の強化を支援します。

⑤活動助成制度の効果的な運用

町内のまちづくり団体やNPO団体が行なう公益的な事業に対して、広報の支援や助成金交付などの支援を行う「まちづくり応援のしくみ」や協働委託事業等により、団体の成長や発展にあわせ、幅広い分野の活動を支援します。

また、こうした支援制度に関する情報を新たな団体に対して積極的に提供することによって、支援制度の利用促進を図ります。これによって、地域が抱える課題解決を住民団体の強みを活かした行政との協働で進めていく取組をより一層発展させていくよう努めます。

【主要事業】

- ◆町民活動センター活性化
- ◆大口町まちづくり協働フォーラム
- ◆まちづくり応援のしくみ

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値			目標値		
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
ボランティア活動に参加している人の割合	22.0%	25%	30%			

(2) 住民参加機会の拡大

①大口町まちづくり基本条例の浸透

住民と行政の協働によるまちづくりを進めるための指針となる「大口町まちづくり基本条例」が住民の暮らしに浸透し、より良いまちづくりに生かされるように、これまで以上に条例の意義や内容について積極的に広報活動を行い、認知度や理解の向上に努めます。

②企画・計画段階からの住民参加機会の充実

各種計画に住民の主体的な参画を促すために、「大口町まちづくり基本条例」に基づいて企画・計画策定段階から住民参加の機会の拡充を図り、住民との協働により施策、事業を展開します。

また、多様な参加の機会を提供することで、子どもから高齢者までまちづくりに興味・関心を持つ住民のすそ野を広げ、新たな担い手の発掘・育成に努めます。

③各種計画策定時における住民意見の反映

「広報・広聴」の再掲 (06-3-1-(2)②)

【主要事業】

- ◆地域懇談会
- ◆まちづくり提案会議

関連する計画・条例

- 大口町まちづくり基本条例
- 大口町NPO活動促進条例

1 行政経営

現状と課題

- ・住民のニーズにあった施策の実施やより良い行政サービスの実現を目指して、その必要性や優先度を踏まえ、総合計画に沿ったP D C Aサイクルによる事業実施及び評価・検証を進めてきました。しかし、その成果については短期間で現れるものばかりではありません。長期的な視点で施策を進行させながら、折々にその成果を確認し、事業の見直しを図るものもあり、より住民の満足度の高い行政経営を目指して各種事業を実施してきました。
- ・人口減少と超高齢社会が全国的に本格化しつつある中、少子化の問題など、社会全体で問題となっていることが、本町でも現実のものとなってきています。こうした課題については、先行して取り組んでいる自治体の事例等を研究し、今後どのような施策を展開していくことが重要であるのかを見極めながら行政経営をしていく必要があります。
- ・一方で、本町では、地方分権社会を見据え、住民自治の確立を目指し、参画と協働のまちづくりを推進し、着実に地域自治組織などの設立を進めてきました。今後も組織・活動の周知や幅広い担い手の参加促進が求められます。
- ・これまで各施設においては、計画的に建替えや耐震改修工事を行ってきましたが、今後は、「公共施設等総合管理計画」を作成し、施設の長寿命化など計画的な改修・更新を進めることで、財政負担の軽減・平準化を図ることが求められています。
- ・2015（平成27）年10月のマイナンバー法施行に伴い、税、福祉、災害分野の情報を国、県及び市町村で情報連携ネットワークに接続するためのシステム改修や体制の整備を行う必要があります。
- ・東日本大震災以降、大規模災害に備えた危機管理の取組として、基幹系のサーバを離れたところに設置するクラウド化などのハード面での災害対策を実施しています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)	
行財政運営に対する住民の満足度	53.6%	56%	60%	

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
行政経営	(1) 行政改革の推進	①行政改革の計画的な推進	62111
		②民間活力の導入	62112
	(2) 総合計画の進行管理と行政評価の推進	①PDCAマネジメントサイクルの再構築と総合計画の計画的な推進	62121
		②町民意識調査の定期的な実施	62122
	(3) 効率的な事務運営と満足度の高い行政サービスの推進	①行政の情報化推進	62131
		②情報セキュリティ対策等の強化	62132
		③公共施設の有効活用と計画的な改修	62133
		④住民サービスの充実	62134
	(4) 分権型社会への対応	①職員の能力向上	62141
		②地方分権への対応	62142
		③広域行政の推進	62143

施策の内容

(1) 行政改革の推進

①行政改革の計画的な推進

複雑化・多様化する住民ニーズや新たな行政課題に的確に対応するため、引き続き、「意識改革」「組織改革」「財政改革」の3つの視点から計画的に行政改革を推進します。

②民間活力の導入

民間のノウハウを活かした効率的な行政運営を進めるために、指定管理者制度だけでなく、PPP*やPFI*等による民間活力の導入を検討します。

また、住民やNPO団体、企業等との協働を推進する観点からも、住民活動団体などを含めた民間委託の導入・拡大を推進します。

【主要事業】

- ◆各種プロジェクト

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
指定管理者制度導入施設数	10	10	12

(2) 総合計画の進行管理と行政評価の推進**①PDCAマネジメントサイクルの再構築と総合計画の計画的な推進**

住民ニーズにあった施策の実現やより良い行政サービスを実現するため、総合計画に掲げた施策の目標達成度と効果を計るための行政評価システムを見直します。あわせて、行政評価による進行管理と予算編成を連動させるなど、行政経営計画によるPDCAマネジメントサイクルの再構築により、総合計画を踏まえた効率的で実効性のある行政経営を推進します。

②町民意識調査の定期的な実施

町政に関する計画の策定時には、町民意向調査を行い、その結果を計画内容に反映させます。また、各施策の成果を確かめるため、本総合計画の中間年での町民意向調査など、定期的な実施を検討します。

【主要事業】

- ◆総合計画進行管理
- ◆行政経営計画管理

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
町民意識調査	—	実施	実施

(3) 効率的な事務運営と満足度の高い行政サービスの推進**①行政の情報化推進**

行政内部の情報化を組織的に推進して、効率性や迅速性、正確性を兼ね備えた業務を遂行するため、情報通信技術の継続的な整備や効果的な活用・改善を図るとともに、国・県・市町村間の情報ネットワークの拡充に努めます。

②情報セキュリティ対策等の強化

行政が有する情報資産を人的脅威や災害・事故等から防御し、住民の財産や個人情報などを守るため、職員を対象とした情報セキュリティに関する研修を徹底して運用体制の強化を図ります。

また、技術の進歩に合わせた情報セキュリティ対策のシステム及び運営体制の強化を継続します。

③公共施設の有効活用と計画的な改修

公共施設の有効活用を図るため、公共施設等総合管理計画を策定します。また、この計画に沿った計画的な施設の改修、更新を推進することで、財政負担の軽減及び平準化を図るとともに、施設の有効利用を図ります。

④住民サービスの充実

住民サービスにおいて、はじめの一步である接遇の向上に努めるとともに、窓口業務については、情報通信機器等の普及に合わせて利用者のニーズに対応した質の高い住民サービスの提供を実現するため、費用対効果を考慮しながら、情報通信技術を活用した行政サービスのオンライン化に努めます。

また、大規模災害などの発生時でも、業務に優先度を付けるなど時系列を考慮した業務の継続により行政サービスが低下しないよう、マニュアル等の整備をします。

【主要事業】

- ◆公共施設等総合管理計画

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
受付・窓口における町職員の対応に対する住民の満足度	67.3%	68%	70%

(4) 分権型社会への対応

①職員の能力向上

職員一人ひとりの行政執行能力や政策形成能力の向上を図るために、職員研修などを計画的に実施するとともに、職員と組織が高いモチベーションをもって新たな目標に挑戦する風土づくりを推進します。

②地方分権への対応

地方分権社会に対応した参画と協働のまちづくりを推進するために、地域自治組織による住民自治の強化を進めます。合わせて、国や県からの権限移譲などにも柔軟に対応できる行政組織体制の充実を図ります。

③広域行政の推進

広域的な行政課題に対応して住民サービスの向上を図るために、近隣市町との地域間の連携を深め、事務処理の共同化に取り組むとともに、広域的な課題解決に向けた協議・研究を進めるなど、効率的な広域行政の推進に努めます。

【主要事業】

- ◆行政執行能力、政策形成能力向上のための職員研修
- ◆地域自治組織自立支援

関連する計画・条例

■大口町まちづくり基本条例

■大口町情報セキュリティポリシー（平成 15 年 10 月策定）

2 財政運営

現状と課題

- ・本町では、先人から受け継いだ豊かな財政基盤を維持し、限られた財源を効果的に活用するために、事業の「選択と集中」を行い、適正な予算執行に努めてきました。その結果、これまで健全な財政運営が保持できている状況にあります。
- ・国の厳しい経済状況の中においても、本町は1981（昭和56）年から一貫して普通交付税の不交付団体を維持し、経常収支比率も健全な範囲内で推移しています。また、計画的に基金へ積立ってきた財源を適正に活用することで、最小限の地方債発行で施策を進めることができます。
- ・その一方で、高齢化が進み、医療や介護等の社会保障に係る費用が増加していく中で、健全な財政運営を継続していくためには、引き続き財源確保に努めるとともに、経常経費の抑制を徹底しなければなりません。
- ・より安定的な財源を確保するために、町税の公平かつ適正な課税により、住民の信頼と納税意識の定着を得て、町税の収納率の向上を図らなければなりません。
- ・また、計画的な土地利用による企業誘致や産業振興と適正な受益者負担による自主財源の確保も必要となります。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014年度(平成26年度)	2018年度(平成30年度)	2023年度(平成35年度)
経常収支比率	74.4%	75%以内	75%以内

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
財政運営	(1) 安定的な財源の確保	① 自主財源及びその他の財源確保	62211
		② 納税意識の高揚	62212
		③ 収納率の向上	62213
		④ 受益者負担の適正化	62214
	(2) 財政運営の効率化	① 「選択と集中」による事業執行	62221
		② 健全な財政運営継続への取組	62222

施策の内容

(1) 安定的な財源の確保

① 自主財源及びその他の財源確保

将来にわたり安定的な財源を確保するため、今後も計画的な都市基盤の整備とともに新たな企業誘致や産業振興について検討します。

また、未利用となっている町有財産の有効活用・売却や有料広告などによる新たな財源の確保を図るとともに、国や県等の補助金・交付金等の有効活用に努めます。

② 納税意識の高揚

世代を超えた各層の納税意識の高揚を図るため、広報紙やホームページなどを通じて、税制度の理解促進を図るとともに、次代を担う小学生を対象に租税教室を実施し、税の役割や意義を正しく理解してもらう機会の提供に努めます。

③ 収納率の向上

口座振替やコンビニエンスストア収納等の納税機会を一層促進することによって、納税者の利便性向上を図ります。

また、個々に応じた納税相談を実施して自主納税を促すとともに、納税指導を経てもなお納税に至らない場合は、公平公正な観点から滞納処分を執行することにより収納率の向上に努めます。

④ 受益者負担の適正化

特定の行政サービスを持続的に提供するため、サービス提供に係るコストとのバランスを考慮し、特別の利益を受ける者に応分の負担を求めます。この際、受益者負担の適正化や公正の確保の観点から、3年に一度、各種負担金、使用料や手数料等を見直します。

【主要事業】

◆納税機会拡大

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
町税収納率	98.3%	98.4%	98.5%

(2) 財政運営の効率化**①「選択と集中」による事業執行**

限られた財源を有効に活用するため、枠配分方式の中で行政経営計画書に基づいた事業の「選択と集中」を行い、施策の費用対効果を意識した、健全で身の丈にあった予算編成を進めます。

また、部局間の情報交換による横の連携を積極的に行い、関連事業の集中実施や共同実施などによって相乗効果を高め無駄を省くなど、効率的な事業の執行に努めます。

さらに、縦割りの方がよりきめ細かに対応できるものと、横の連携により多面的に実施できる事業などを見極めながら、適正な事業実施を進めます。

②健全な財政運営継続への取組

国の厳しい財政状況の中で、今後も健全な財政運営を維持していくため、生活インフラと公共施設の計画的な維持更新や統廃合を検討します。

また、計画的な町職員の定員管理による人件費の抑制、地域自治組織やNPO団体等の協働事業の促進、各種団体への補助金や負担金の見直しなどを行い、資産・債務・費用等の的確な把握と管理を行います。

【主要事業】

◆財政状況の公表

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
実質公債費比率	0.6%	0.6%	0.6%

関連する計画・条例

■大口町税条例

■大口町財政状況の公表に関する条例

1 広報・広聴

現状と課題

- ・本町では、広報紙を行政目線で発信するのではなく、編集を住民団体との協働により作成するなど、住民目線で紙面を作成する、視点を変えた広報のあり方を求めながら広報づくりを進めてきました。また、広報紙だけでなく、ガイドブックやまちのカレンダーなどを発行し、より多くの手段によりきめ細かく情報を発信してきました。
- ・そのほか、ホームページの充実や防災行政無線の活用により、多くの情報を発信できるように環境を整え、住民に必要な情報がタイムリーに届くようにしてきましたが、さらに多くの住民に必要な情報が届くようにしていかなければなりません。
- ・情報発信の方法は技術の進歩により日々進化し続けています。これらの技術をいち早く吸収し、できる限り多くの発信手段を効果的に活用して、住民に必要な情報を効果的に伝えていくことが重要となってきています。
- ・小学校区ごとに最低年1回の地域懇談会を実施していますが、そのことだけで、住民の意見がすべて聞き取れるわけではありません。様々な分野の個別計画を策定する際にはアンケート調査などを実施して住民のニーズや課題の把握に努めるとともに、定期的なアンケート調査を通じて施策の成果や満足度を検証するなど、住民の意見集約が必要になっています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
町ホームページによる町の情報提供への満足度	62.2%	65%	70%

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
広報・広聴	(1) 広報活動の充実	① 広報おおぐちの充実	63111
		② 大口町ホームページの充実	63112
		③ 多様な媒体による広報活動の推進	63113
		④ シティプロモーションの実施	63114
	(2) 広聴の充実	① 直接対話方式の広聴活動の充実	63121
		② 各種計画策定時における住民意見の反映	63122

施策の内容

(1) 広報活動の充実

① 広報おおぐちの充実

住民の活動や日常生活に直結する各種の行政情報を、分かりやすく、親しみやすく伝えるため、広報編集委員会とNPO団体との連携により内容の企画検討を行うとともに、編集業務をNPO団体に委託し、住民目線での広報紙作成を推進します。

② 大口町ホームページの充実

ホームページにより行政や地域の情報等をタイムリーかつ的確に提供するとともに、高齢者や障がい者にもわかりやすく扱いやすいホームページの作成に努めます。

また、ホームページを自治体の顔と捉え、本町の魅力や特色を町外に向けて情報発信する手段となるように内容の充実を図ります。

③ 多様な媒体による広報活動の推進

新たな情報発信手段を的確に把握しながら、広報紙やホームページに加えて、携帯電話へのメール配信や防災行政無線、インターネット等多様な媒体を活用し、対象となる年代や情報格差にも配慮した行政情報の提供に努めます。

④ シティプロモーションの実施

バランスある人口構成による本町の持続的な発展を目指して、「結婚して新婚生活をおくるならば大口」、「子どもを産み育てるならば大口」などをテーマとしたシティプロモーションに取り組みます。また、そのための戦略プランを作成し、多様な媒体を活用した戦略的なシティプロモーションの実施に努めます。

【主要事業】

- ◆広報おおぐち発行
- ◆ホームページ管理
- ◆出前対話

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
広報おおぐちを読んでいる人の割合	78.6%	80%	82%

(2) 広聴の充実

①直接対話方式の広聴活動の充実

住民ニーズを的確に町政運営に反映させるために、小学校区ごとに毎年一回以上の地域懇談会を継続して開催するとともに、住民からの要望に応じ、町職員が直接説明に出向くなど、広聴活動を進めます。

また、新たな広聴方法の検討を行います。

②各種計画策定時における住民意見の反映

住民の意見やアイデアを町政に一層反映させるため、計画等の策定時には町民意向調査に加え、パブリックコメントを実施します。

また、委員会や審議会に公募による委員の参画を進めるとともに、意見交換会やワークショップなど、住民の意見を反映するための多様な方法・機会を充実します。

さらに、様々な分野における各種施策・事業の成果を確かめるため、本総合計画の中間年に合わせて町民意向調査を実施します。

【主要事業】

- ◆地域懇談会
- ◆まちづくり提案会議
- ◆出前対話

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
地域懇談会参加者数(総数)	136人	170人	200人

関連する計画・条例

- 大口町まちづくり基本条例

2 情報公開・個人情報保護

現状と課題

- ・住民の参画と参加によるまちづくりを促進するために、広報紙やホームページを活用した積極的な情報公開を行い、住民に有益な情報を届けることが求められています。
- ・本町では、行政が保有する情報を公開することにより、住民に対する説明責任を果たすとともに、住民の知る権利を保障し、住民の町政に対する理解と信頼の向上に努めています。
- ・迅速な情報公開を実施していくためには、文書管理システムの構築と活用が必要不可欠であり、そのために町が保有する情報の精査が必要です。
- ・また、社会保障・税番号制度の導入に伴い、これまで以上に個人情報保護の徹底が求められることから、職員の個人情報保護意識の向上はもとより、個人情報保護条例やセキュリティポリシー、その他必要な条例や計画の見直しや整備を行うとともに、個人情報を適切に管理運用するための体制づくりが必要です。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)	2025年度(平成37年度)
個人情報漏えい被害報告件数	0	0	0

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
情報公開・個人情報保護	(1) 情報公開の推進	① 保有する行政文書等の把握と精査	63211
		② 積極的な行政情報の公開	63212
	(2) 個人情報の保護	① 個人情報保護の徹底	63221
		② 個人情報の適切な活用	63222
		③ 情報セキュリティ対策等の強化 【「行政経営」の再掲】	63223

施策の内容

(1) 情報公開の推進

①保有する行政文書等の把握と精査

町が保有する行政文書を洗い出し、その内容から公開・非公開の区別や適正な保存年限等の区分の設定、歴史的に重要な公文書等としての設定など、行政文書等の把握・整理を行います。

②積極的な行政情報の公開

情報コーナー、ホームページ等を行政情報の窓口として、日常生活に必要な情報がいつでも入手できるように提供情報の充実を図り、必要な行政情報が入手しやすい環境づくりに努めます。

また、情報公開請求に対して迅速な対応をするために、文書管理システムの活用や公文書目録の提供を実施し、行政の透明化と住民との情報共有を図ります。

【主要事業】

- ◆公文書目録公開

(2) 個人情報の保護

①個人情報保護の徹底

社会保障・税番号制度の導入に伴い、これまで以上に町が保有する個人情報の適切な保護が不可欠であることから、職員研修の実施を通じて個人情報保護意識の向上を図るとともに、データの適正な管理やそのための条例の見直しなどの環境や体制整備を進めます。

②個人情報の適切な活用

個人情報保護に対する正しい理解のもと、災害時の要支援者情報や平常時の福祉的個別支援情報といった各種重要施策の推進において必要不可欠な個人情報の活用を妨げることがないように、職員の意識改革、条例や基準の整備を行い、個人情報保護の安全性を確保しつつ、適切な管理及び活用が行える体制を整えます。

③情報セキュリティ対策等の強化

「行政経営」の再掲 (06-2-1- (3) -②)

【主要事業】

- ◆情報公開・個人情報保護に関する研修

関連する計画・条例

- 大口町情報公開条例
- 大口町個人情報保護条例

- 大口町情報公開・個人情報保護審査会条例
- 大口町情報セキュリティポリシー
- 大口町特定個人情報保護条例